

令和8年度 農業振興計画に係わる助成事業

助成対象	事業内容	R 8 事業計画（円） ※税抜	対象者
果樹	雪害復興苗木助成及び 受粉樹助成	6,900,000	各果樹生産部会員
	りんご省力樹形苗木助成	3,000,000	
	人工交配機器等助成	3,000,000	
	侵入防止用電気柵助成	1,500,000	
	腐らん病対策助成	1,500,000	
トマト・ミニトマト	苗 助 成	500,000	トマト・ミニトマト部会 (加入予定の者)
にんにく	優良種苗育成助成	1,500,000	ときわにんにく部会
花 卉	種苗費助成及び 改植苗助成	400,000	花き部会員
高冷地野菜	緑肥種子助成 堆 肥 助 成	1,500,000	高冷地野菜部会員
	大根線虫対策助成	2,000,000	
野菜・花卉 ビニールハウス	ビニールハウス助成	3,000,000	各野菜部会員 花き部会員
	UVカットビニール及び 遮光資材助成	2,700,000	
水 稻	稲わら腐熟資材助成	1,200,000	正組合員 (1戸1組合員)
	ケイ酸質資材助成	3,100,000	
	MIRAIスマートサービス助成	200,000	
セーフティネット	収入保険助成	1,500,000	正組合員
合計		33,500,000	

※ 助成金支払日は令和 9 年 6 月予定です。また、助成金額は事業計画合計額を限度とし、超過の場合は調整も含みます。
※ 採択基準の【共通1】は農協から購入した正組合員を対象とします。
※ 採択基準の【共通2】は農協から購入した作物部会員（1戸1部会員かつ正組合員）を対象とします。

限 度	採 択 基 準	申請受付時期 (上段:申込書配布/下段:締切)
30本以内、1本当たり500円以内	【共通2】1 果樹経営支援対策事業実施園は除く 2 りんご苗木は品種を問わず受粉樹含む 3 桃、ぶどうは農協奨励品種のみとする	令和 8 年 6 月 19 日 令和 8 年 8 月 28 日
供給額の1/2以内、但し1本当たり300円以内	【共通2】 高密植栽培、ジョイント栽培に限る	令和 8 年 6 月 19 日 令和 8 年 8 月 28 日
人工交配用機種の供給額の1/3以内 (1戸あたり1台・複数機種可) ラブタッチ等 (フルーツパウダーは除く)	【共通2】 対象機種は農協で定めた機種	令和 8 年 6 月 19 日 令和 8 年 8 月 28 日
果樹園における有害獣侵入防止対策として 電気柵一式供給額の 1/2以内、但し15万円 以内	【共通2】 対象機種は農協で定めた機種	令和 8 年 7 月 17 日 令和 8 年 8 月 28 日
果樹園における腐らん病対策として トップジンMオイルペースト1缶当たり400円 フランカッスプレー1缶当たり200円	【共通2】 対象薬剤は農協で定めた薬剤	令和 8 年 11 月 20 日 令和 8 年 12 月 30 日
50坪以上～300坪以内、供給額の1/3以内	【共通2】 新規作付者	令和 8 年 11 月 20 日 令和 8 年 12 月 30 日
	優良種苗確保に対する助成(部会)	
50坪以上～300坪以内、 供給額の1/3以内とし300坪当たり10万円以内	【共通2】 1 新規作付者及び増反者 2 改植者	令和 8 年 11 月 20 日 令和 8 年 12 月 30 日
・緑肥種子:供給額の1/4以内 ・堆 肥:供給額の1/5以内	【共通2】	令和 8 年 11 月 20 日 令和 8 年 12 月 30 日
大根線虫対策として、線虫薬剤の供給額の 1/7以内、 但し10a当たり2,500円以内	【共通2】	令和 8 年 11 月 20 日 令和 8 年 12 月 30 日
300坪以内、供給額の1/5以内とし、助成対象 となる 供給額は1㎡当たり税別7,500円以内	【共通2】 新規作付者及び増反者	令和 8 年 6 月 19 日 令和 8 年 7 月 31 日
300坪以内、供給額の1/3以内とし 100坪当たり4万円以内	【共通2】 遮光資材助成は塗布剤含む	令和 8 年 6 月 19 日 令和 8 年 7 月 31 日
30ha以内、1袋500円以内とし10a当たり 1,000円以内	【共通1】 腐熟資材についてはJA津軽みらい 水稻栽培暦を参照	令和 8 年 8 月 20 日 令和 8 年 9 月 30 日
30ha以内、供給額の1/4以内、但し1袋200 円以内 (KSKについては供給額の1/4とする) 10a当り5袋まで(大型規格については20kg換 算とする)	【共通1】	令和 8 年 11 月 20 日 令和 8 年 12 月 30 日
アカウント当たり20,000円助成	【共通1】	MIRAIスマートサービス 申込み者
収入保険制度加入(初年度)に係る保険料の 1/5以内	積立金・付加保険料は対象外	令和 8 年 11 月 20 日 令和 9 年 1 月 30 日